

消防広第212号
令和4年6月24日

都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部
広域応援室長
(公印省略)

緊急消防援助隊の迅速な出動について

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正については、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について（通知）（令和4年6月24日付け消防広第211号）」により、通知をしたところです。今般の改正のうち、緊急消防援助隊の迅速な出動に関して、下記のとおり運用することとしています。

貴職におかれましては、本通知の内容を御理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示等について

災害発生時の緊急消防援助隊の迅速な出動のため、消防庁は風水害等が発生するおそれがある段階で都道府県及び消防本部に対し出動準備を依頼し、出動可能隊数の報告を受けられることがあるが（要請要綱5条）、急激な河川氾濫、土砂災害等の突発的な事案に際しては、出動準備依頼を経ることなく、速やかに消防庁長官による出動の求め又は指示を行うこととしている（別紙「出動の求め又は指示の基本的な流れ」参照）。

2 指揮支援部隊の迅速な出動について

今般の運用要綱第15条の改正により、指揮支援部隊について、統合機動部隊と同様に、長官の出動の求め又は指示後おおむね1時間以内に出動することを明確にしたため、天候状況等により、指揮支援部隊の輸送ルート判断や輸送航空小隊の調整など特に考慮すべき事情がある場合を除き、おおむね1時間以内に出動されたい。

3 統合機動部隊の出動について

発災直後の緊急消防援助隊の出動においては、情報収集、後続する部隊の活動円滑化等を目的として、統合機動部隊を速やかに先遣するため、消防庁長官より発災直後に都道府県大隊の出動の求め又は指示を行う際は、原則として、出動の求め又は指示を行う都道府県に対して統合機動部隊の出動の求め又は指示を行う。

4 統合機動部隊の編成について

今般の運用要綱第5条の改正により、統合機動部隊の編成に関しては、災害種別に応じた対応をする必要があり、迅速な出動や情報収集等が求められていることから、運用要綱では基本的な編成を定め、都道府県が出動の目的に応じて、以下の事項を参考に柔軟に編成、運用されたい。

○通常、都道府県大隊は統合機動部隊よりも数時間から半日程度遅く到着すると考えられ、それまでの間の活動を想定することが適当であると考えられ、具体的には、各都道府県により以下の方法を取ることを想定している。

- ・第一陣、第二陣と分割して出動する方法。
- ・出動方面により、統合機動部隊の編成を見直す方法。
- ・複数の消防本部により統合機動部隊が構成されている場合は、全ての小隊の集結を待つことなく、統合機動部隊の大半を構成する小隊が先遣出動し、一部の隊は被災地の直前で合流する方法。
- ・編成小隊数を見直す方法。

統合機動部隊を分割して出動する場合は、全隊として統合機動部隊指揮隊の指揮を受けるように、事前に計画をすることが必要である。

○災害種別によっては、救助小隊（津波・大規模風水害対策車）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車）を統合機動部隊に加える等柔軟な編成が考えられる。

○統合機動部隊の編成については、従前どおり、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成しても差し支えない。

消防庁 国民保護・防災部 防災課

広域応援室 広域応援企画係

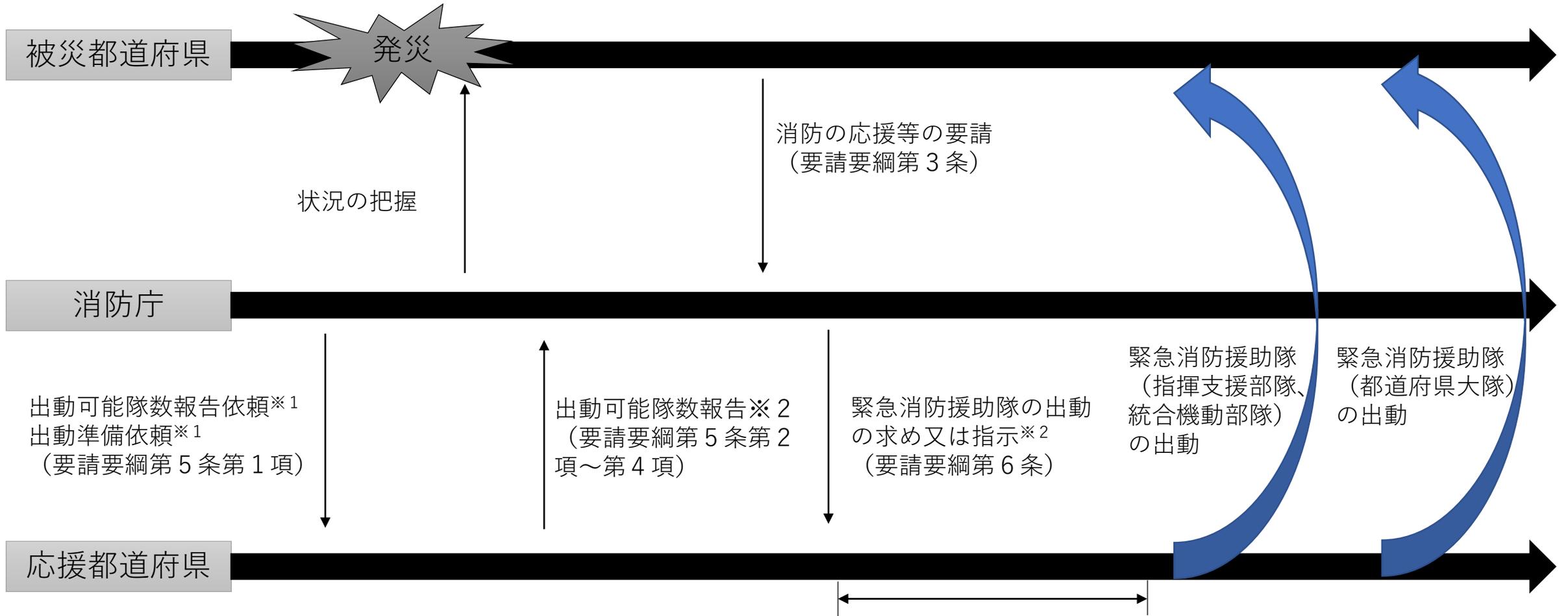
鳥枝理事官・松菌補佐・三輪係長・下山事務官・
藤林事務官

電 話 03-5253-7569

F A X 03-5253-7537

E-mail : t.shimoyama@soumu.go.jp

緊急消防援助隊の都道府県大隊の出動の求め又は指示に係る基本的な流れ



※1 出動可能隊数報告及び出動準備については、風水害等の発災前の災害が発生するおそれがある段階で、災害等の状況を考慮し必要な際に依頼を行う。

※2 急激な河川氾濫、土砂災害などの出動準備のリードタイムがない災害においては、緊急消防援助隊の迅速な出動のため、出動準備等の依頼を行わず、出動可能隊数報告を待たずに、出動の求め又は指示をする。

その場合は、各都道府県の応援等実施計画の隊数を元に、消防庁で出動の対象となる都道府県の判断を行う。

おおむね 1 時間以内